

弘前市特別職報酬等審議会 事前配付資料

この書類は、審議にあたり委員のみなさまに共有していただきたい事項について記載しております。

また、「6 報酬等の額について」には審議いただく具体的な内容について、まとめて記載しております。あわせて関連資料も送付いたしますので、ご多忙中大変恐縮ですが、ご一読いただきますようよろしくお願いいたします。

記

1 弘前市特別職報酬等審議会の位置付け

弘前市特別職報酬等審議会は、市の特別職の職員の報酬等の額の決定について、第三者機関の意見を聴くために設置されます。市長の諮問に応じて審議する機関であり、任期は諮問に対する答申が終わるまでとなります。

諮問事項

- 市議会議員の報酬の額の適否
- 市長・副市長の給料の額の適否
- 市長・副市長の退職手当の額の適否

審議にあたっては、弘前市の市長、副市長及び市議会議員のその「職」に対して支払われるべき額について審議していただくものです。

したがって、特定の個人を想定しての報酬等の額を決定するのではなく、誰が就任するかに関係なく、そのポストに対する報酬等の額を審議していただきます。

2 改定にあたり考慮してきた要素

- 社会・経済情勢、県内の状況、市民感情等
- 当市の財政状況
- 本市の一般職の給与改定、国家公務員及び県職員の給与改定
- 県内他市、東北人口上位都市、類似団体との比較

3 社会・経済情勢【資料1～資料4】

- 県内の経済情勢は緩やかに持ち直している。
判断の要点として、個人消費は、百貨店・スーパー販売額が前年並みとなっているほか、乗用車販売が前年を上回っていること、生産活動は、電子部品・デバイスが高水準となっているほか、食料品が堅調となっていることが挙げられる。
- 県産りんごの販売金額について、平成26年産～28年産まで、3年連続で1,000億円の大台を超えている。また、平成29年9月18日の台風第18号による被害は軽微、平成29年10月30日の台風第22号による被害はほぼ確認されなかった。

4 当市の財政状況【資料5～資料8】

- 財政力指数

財政力指数	0.48
県内10市中	上から3番目
東北人口上位・ 類似団体27市中	上から23番目

※財政力指数とは、地方公共団体の財政基盤の強弱を示す指数で、標準的な行政活動に必要な財源をどれくらい自力で調達できるかを表しており、この指数が「1」を超える団体には、普通交付税が交付されない。

※類似団体とは、全国の市区町村を「都市」「町村」等に分類した上で、さらに人口規模や産業構造で細分化し、その中で同じグループに属する自治体を指す。

当市が属する「IV-1」は、①人口が15万人以上、②Ⅱ次産業とⅢ次産業を合算した割合が90%未満、③Ⅲ次産業の割合が55%以上の市が該当する（全国で15団体。）。

- 今後の財政状況を推計している「弘前市中期財政計画」においても、将来にわたって健全な財政状況を保持しており、引き続き安定的に行政サ

ービスを提供できる見込みである。(広報ひろさき「平成 29 年 4 月 1 日号」から)

- 市債残高について、年々減少傾向にあり、この 7 年間では約 127 億円減少している。(広報ひろさき「平成 29 年 12 月 1 日号」から)
- 基金残高について、平成 26 年度は国からの交付金を原資とする基金を全額取り崩したことにより減少しているが、この 7 年間では約 10 億円増加している。(広報ひろさき「平成 29 年 12 月 1 日号」から)
- 今後、人口の減少が見込まれ、それにより、市税や地方交付税などの収入は減少していくことになる。また、高齢化による影響で医療費などの支出は増加していくことが考えられる。厳しい状況が続くが、引き続き健全な財政を維持していくため、①歳入の確保、②ファシリティマネジメントの推進、③経常経費の節減に取り組んでいく。(広報ひろさき「平成 29 年 12 月 1 日号」から)

5 前回答申の概要（平成 27 年度）【資料 9】

(1) 市長・副市長の給料の額

- 市長の給料の額について、常勤職員数が同規模であり、当市を代表する公的法人の最高責任者という共通性の観点から、弘前大学の学長の俸給（国家公務員指定職 6 号俸相当）と同水準に引き上げた（改定率 5.61%）。副市長の給料の額についても、市長を補佐し、市政の内政を支える職責の重さから、市長の給料の改定率と同水準で引き上げた。なお、決定にあたっては採決を行い、引き上げ 5 人、据え置き 3 人となった。

(2) 市議会議員の報酬の額

- 議員の活動内容や議員定数に対する意見も様々であり、議員報酬と政務活動費の性格は全く別の性質であるとの認識に立ちながらも、政務活動費の交付が開始されたばかりであり、その推移を見守る必要があるとの判断から、現段階では議員報酬については据え置きが妥当であるとの結論に至った。なお、採決の結果は、据え置き 5 人、引き上げ 3 人となった。

(3) 改定の実施時期

- 改定の時期については、採決の結果、平成 28 年 4 月 1 日が 6 人、平成 28 年 1 月 1 日が 2 人となり、平成 28 年 4 月 1 日実施が適当であると判断した。

(4) 市長・副市長の退職手当の額

算出に用いる割合については、他の自治体、特に県内旧三市における割合の均衡を中心に審議した結果、全会一致で据え置きが妥当であると判断した。

(5) 答申に伴う附帯意見

- 平成 25 年度答申の附帯意見の「審議会の定期的な開催の必要性について」の文面を答申書に掲載することを全会一致で決定した。以下にその文面を記す。

今回の答申は、社会情勢への適応や他都市との均衡などの観点から、現時点における適正な報酬等の額を議論したものであって、長期間の据え置きを前提としたものとは考えていない。

については、本審議会は2年に1回程度、定期的を開催することや、社会情勢の大きな変化があった場合にはその都度開催することなどが必要である。

(6) 答申後の取り扱い

- 従来から弘前市特別職報酬等審議会の答申を尊重してきていることから、条例の本則において、答申どおりに改定した。
- 市長・副市長と議員で改定の方向性が異なっていること、他市の動向などの様々な状況を総合的に勘案し、次回開催の審議会を見据え、2年間、答申を下回る額に留める特例措置を規定した（条例附則で規定。）。

【参考】市長・副市長の改定後の給料月額

職の区分	改定前 (～H28.3.31)	改定後 (H28.4.1～)			
	給料月額	答申額 【条例本則の額】		減額後の額 (H28.4.1～H30.3.31の実支給額) 【条例附則で規定】	
		給料月額 (改定率5.61%)	改定額	給料月額 (改定率2.04%)	改定額
市長	98万円	103万5,000円 弘前大学学長と同水準	5万5,000円	100万円 青森市長と同水準	2万円
副市長	80万6,000円	85万1,000円	4万5,000円	82万2,000円	1万6,000円

※減額後の市長の給料の額は、他自治体の長、特に県知事、青森市長及び八戸市長との均衡を考慮し、3団体のうち最も給料の額が低い青森市長と同水準である100万円とした（98万円から2.04%の増額。）。

減額後の副市長の給料の額は市長の改定率に準じて改定した（80万6,000円から2.04%の増額。）。

これらの減額措置の期間は平成28年4月1日から平成30年3月31日までとなっている。

6 報酬等の額について

(1) これまでの給料の額及び報酬の額の改定の考え方【資料10～資料15】

- 市長及び副市長の給料の額並びに市議会議員の報酬の額は、これまで、国家公務員のうち、中央省庁の幹部職員などに適用される俸給表の最も近い水準の金額の改定率を参考にして改定している。
- 指定職俸給表の直近の改定は平成27年4月1日、一般職俸給表の直近の改定は平成28年4月1日である。

【参考】直近の指定職俸給表及び一般職俸給表(行政職10級)

	代表官職名	俸給月額	前回答申後の改定状況
指定職俸給表	⑧省庁事務次官	117万5,000円	改定なし
	⑦警視總監	110万7,000円	改定なし
	⑥省庁審議官	103万5,000円	改定なし
	⑤迎賓館長	96万5,000円	改定なし
	④省庁官房長・局長	89万5,000円	改定なし
	③省庁参事官	81万8,000円	改定なし
	2号俸	76万1,000円	改定なし
	1号俸	70万6,000円	改定なし
一般職俸給表	行政職10級21号俸	55万8,700円	+400円
	行政職10級20号俸	55万7,800円	+400円
	...		
	行政職10級12号俸	54万8,200円	+400円
	行政職10級11号俸	54万6,300円	+400円
	行政職10級10号俸	54万4,500円	+400円
	...		
	行政職10級2号俸	52万3,800円	+400円
行政職10級1号俸	52万900円	+400円	

省庁重要ポストの課長等

指定職俸給表と一般職俸給表の間の関係を示す矢印と金額:

- 弘大学長 市長 103万5,000円
- 副市長 85万1,000円
- 議長 57万8,000円
- 副議長 51万8,000円
- 議員 49万円

※市長等の額は本則の額を記載した。

(2) 市長・副市長の給料の額【資料16～資料17】

• 市長

給料の額	本則の額	減額後
	103万5,000円	100万円
県内10市中	上から2番目	上から2番目
東北上位人口・類似団体27市中	上から12番目	上から15番目

• 副市長

給料の額	本則の額	減額後
	85万1,000円	82万2,000円
県内10市中	上から2番目	上から2番目
東北上位人口・類似団体27市中	上から13番目	上から15番目

(3) 議員の報酬の額【資料18～資料20】

• 市議会議員

報酬の額	議長	副議長	議員
	57万8,000円	51万8,000円	49万円
県内10市中	上から3番目	上から3番目	上から3番目
東北上位人口・類似団体27市中	上から18番目	上から17番目	上から16番目

- 当市において、政務活動費については諮問事項とされたことはない。

(4) これまでの退職手当の額の改定の考え方

- 過去の審議会における退職手当の額に関する改定の考え方は以下のとおり。

	平成 15 年度	平成 25 年度、27 年度
改定の考え方	退職手当の額の算出に用いる割合について、市長は他の自治体、特に県内旧三市における割合との均衡を中心に、助役（副市長）は市長との相互間の割合と他都市との均衡に留意し、具体的には、青森市の乗率と同じとした。	退職手当の額の算出に用いる割合について、県内旧三市における割合の均衡を中心に審議し据え置いた。

(5) 市長・副市長の退職手当の額【資料 2 1～資料 2 3】

- 市長

退職手当の額	本則の額	減額後
	2,583 万 3,600 円	2,496 万円
県内 10 市中	上から 2 番目	上から 2 番目
東北上位人口・類似団体 27 市中	上から 5 番目	上から 4 番目

- 副市長

退職手当の額	本則の額	減額後
	1,225 万 4,400 円	1,183 万 6,800 円
県内 10 市中	上から 2 番目	上から 1 番目
東北上位人口・類似団体 27 市中	上から 9 番目	上から 9 番目

(6) 改定の実施時期【資料 2 4】

- 改定の実施時期について、下記の 3 案がある。
 - 第 1 案…平成 30 年 4 月 1 日から実施
 - 第 2 案…平成 30 年 4 月 1 日以降から実施
 - 第 3 案…平成 30 年 7 月 1 日から実施
- ※それぞれの案の詳細は別途資料を参照。

(7) 答申に伴う附帯意見

以 上